

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

社会福祉法人酒田福祉会

I. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

当施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、このような高齢者が大勢生活する環境は、感染が広がりやすい状況にある事を認識しなければならない。

上記のような前提に立ち、施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、日頃から対策を実施すると共に、感染症発生時には迅速且つ適切な対応に努める必要がある。職員は、施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本的考え方及び基本の方針を理解し、施設全体でこのことに取り組む。

II. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本の方針

(ア) 感染症・食中毒の予防・まん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防、まん延防止のため、担当者を決め、感染症対策委員会を設置し、施設全体で取り組む。

(イ) 平常時の対応

① 施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒予防、まん延防止のため、施設内の衛生管理に努める。また、手洗い場、汚物処理室等の整備と充実に努めると共に、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔保持に努める。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがい、日頃の検温を徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処する。ご利用者様の異常の兆候を早期に発見するため、ご利用者様の健康状態には常に注意を払い観察する事に留意する。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、予防及びまん延防止を図る

施設玄関には手指消毒液を配備し、且つ、外来者の健康状態の確認(検温)を徹底し、感染症を罹患している恐れのある方の訪問はお断りする。

(ウ) 発生時の対応

感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図る。

① 発生状況の把握

- ② まん延防止のための措置
- ③ 有症者への対応
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 行政への報告

施設長は、次のような場合には迅速に市の所管部局に報告すると共に、所管の保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぐ。

〈報告が必要な場合〉

- (ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- (イ) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上または利用者の半数以上発生した場合。
- (ウ) 上記、(ア)及び(イ)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

〈報告する内容〉

- (ア) 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- (イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状
- (ウ) 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※ なお、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いがある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う。

III. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する体制

(ア) 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会を設置する。

(イ) 感染症対策委員会の構成員

感染症対策委員会は、施設長が統括し、看護職員、介護職員を中心に構成し、必要に応じて管理栄養士、生活相談員、介護支援専門員、嘱託医の意見を徴する。

(ウ) 感染症対策委員会の開催

定期的に3か月に1回開催し、その他必要な時は随時開催する。

(エ) 感染症対策委員会の役割

- ① 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ② 各種マニュアル等の整備
- ③ 発生時における施設内連携体制及び行政機関、各関係機関への連携体制の整備
- ④ ご利用者様及び職員の健康状態の把握と対策等の検討
- ⑤ 新規ご利用者様の感染症の既往の把握と対応策等の検討

- ⑥ 委託業者(清掃・調理等)への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底
- ⑦ 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施(年2回以上)
- ⑧ 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

(オ) 職員の健康管理

- ① 全職員は年1回の健康診断を受ける
 - ※ インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行う
- ② 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じる

IV. 感染症・食中毒の予防・まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

(施設長)

(ア) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任

(イ) 感染症発生時の行政報告

(事務職員)

(ア) 施設内の環境整備、備品の整備

(看護職員)

(ア) 医師、協力病院との連携

(イ) ケアの基本手順の教育と周知徹底

(ウ) 衛生管理、安全衛生の指導

(エ) 外来者への指導

(オ) 予防対策への啓発活動

(カ) 早期発見、早期予防の取組

(キ) 経過記録の整備

(ク) 職員への教育

(生活相談員・介護支援専門員)

(ア) 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化

(イ) 緊急時連絡体制整備(行政機関、施設、家族)

(ウ) 発生時及びまん延防止の対策と指示

(エ) 経過記録の整備

(オ) ご家族様への対応

(カ) 各職種別共有

(介護職員)

(ア) 各マニュアルに沿ったケアの確立

- (イ)生活相談員、看護職員、栄養士、調理員との連携
- (ウ)ご利用者様の状態把握
- (エ)衛生管理の徹底
- (オ)経過記録の整備
(管理栄養士)
- (ア)食品管理、衛生管理の指導
- (イ)食中毒予防の教育、指導の徹底
- (ウ)医師、看護職員の指示によるご利用者様の状態に応じた食事の提供
- (エ)緊急時連絡体制の整備(保健所各関係機関等、施設、ご家族様)
- (オ)経過記録の整備

V. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する職員教育

全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り、職員教育を行う。

- (ア)定期的な教育・研修(年2回以上)の実施、訓練(年2回以上)の実施
- (イ)新任者に対する感染症対策研修の実施
- (ウ)その他必要な教育・研修の実施

VI. 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内に備え置き、いつでも自由に閲覧できる。

この指針は、令和3年3月31日から施行する。
この指針は、令和7年2月1日から一部改訂する。